

議員発案第 2 号

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への私学助成の
増額・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「学費と教育条件の公私間格
差是正に向け、私立高校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」を提出するものとする。

平成26年9月25日 提出

提出者 三条市議会議員 野崎正志

賛成者 三条市議会議員 高坂登志郎

同 三条市議会議員 久住久俊

同 三条市議会議員 岡田竜一

同 三条市議会議員 西川重則

同 三条市議会議員 武藤元美

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への私学助成の増額・拡充を求める意見書

新潟県内の高校生の2割は私立高校で学んでおり、私立高校は公教育に大きな役割を担っている。

平成22年度から施行された高等学校等就学支援金制度と新潟県単独の学費軽減制度により、私立高校生の学費負担はこれまで以上に軽減された。さらに平成26年度から制度が見直され年収590万円程度未満の世帯まで加算支給の対象が拡大され、加算支給額も増額された。こうした施策により、学費の長期滞納者や経済的理由での中退者は減少傾向にあり、一定の政策効果が表れている。

しかしながら、私立高校の学費は入学金を含む初年度納付金で県平均約52万円(平成26年度)となっており、就学支援金の加算支給対象の年収590万円程度未満世帯においては約17万円から35万円の学費負担がなお残る。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「2分の1以内」に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、様々な困難を抱えてきた。専任教員数は公立高校の配置基準に当てはめると約2割少なく、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状である。専任教員の増員など教育条件を改善するため、経常費助成の増額・拡充が求められる。

よって、県においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

三条市議会議長 森 山 昭

〔提出先〕

新潟県知事